

のようになった。

重 キロ程	1kg まで	2kg まで	4kg まで	6kg まで	9kg まで	12kg まで	12kgをこえる ものは6kgを増 すごとに
80km まで	15	20	25	30	35	40	10
240 "	15	20	25	35	45	55	20
480 "	15	25	35	45	60	75	30
800 "	15	25	40	55	75	95	40
800kmをこえるも のは480kmまでを 増すごとに	5	10	15	20	25	30	10

(注) 最低運賃は15銭とする。

(8) 昭和17~19年 昭和17・4に行われた荷物運送一元化に伴って、小荷物は貨物の1つの扱となり、小荷物扱貨物と呼ばれ運賃も重量および距離刻みを小口扱との均衡を図るためつぎのように改正された(21・4貨物扱から分離)。

重 キロ程	5kg まで	10kg まで	15kg まで	20kg まで	25kg まで	30kg まで	30kgをこえる ものは5kgまで を増すごとに
100km まで	35	45	55	65	75	85	10
200 "	35	50	65	80	95	1.10	15
400 "	40	60	80	1.00	1.20	1.40	20
600 "	45	70	95	1.20	1.45	1.70	25
1,000 "	65	1.00	1.35	1.70	2.05	2.40	35
1,000kmをこえる ものは400kmまで を増すごとに	20	30	40	50	60	70	10

(9) 昭和19~21年 昭和19・7に至り、戦時中の要員不足、係員の質的低下を補うため、重量・距離の刻みを大きくし受託事務の簡易化を図るため、つぎのように改正された。

重 キロ程	10kg まで	20kg まで	30kg まで	31kg以上は10 kgまでを増す ごとに
500km まで	1.00	2.00	3.00	1.00
1,000 "	1.50	3.00	4.50	1.50
1,500 "	2.00	4.00	6.00	2.00
2,000 "	2.50	5.00	7.50	2.50
2,001km 以上は 500kmまでを増す ごとに	.50	1.00	1.50	.50

(10) 昭和21~24年 第2次大戦の終戦以来、異常なインフレーションの進展に伴って、国鉄財政もひっ迫し、数次にわたって運賃値上げを行った。すなわち昭和21・10に約10割、昭和22・3に約10割、同7月に約25割、昭和23・7に約25割、昭和24・5に約2割の値上げを行った。しかし重量・距離の刻みは、昭和19・7改正当時のままであった。昭和24・5の改正から、小荷物運賃には配達料金を含まないこととした。

(11) 昭和25~26年 昭和25・1に運賃の合理化を図るため重量・距離の刻みを小さくし、つぎのように改正されたが、この改正は全体として収入は不減不増の方針が採られた。

重 キロ程	10kg まで	15kg まで	20kg まで	25kg まで	30kg まで	31kg 以上は10 kg までを増す ごとに
100km まで	50	70	90	110	130	40
250 "	65	90	115	140	165	50
500 "	80	110	140	170	200	60
750 "	95	130	165	200	235	70
1,000 "	110	150	190	230	270	80
1,001km 以上は 500km までを増す ごとに	30	40	50	60	70	20

(12) 昭和26~32年 昭和25年以降は経済も徐々に復興し、インフレーションもやんだが、諸物価および賃金が微騰をつづ

けていたため、昭和26・11に約3割、28・1に約1割の値上げが行われ、さらに32・4改正で1.3割の値上げが行われて現行運賃となった。28年改正のものは下表のとおりである。

重 キロ程	10 kg まで	15 kg まで	20 kg まで	25 kg まで	30 kg まで	35 kg まで	40 kg まで	以上10kg までを増 すごとに
km まで	円							
100	75	105	130	160	185	215	240	55
250	100	135	170	205	240	275	310	70
500	120	165	205	250	290	335	375	85
750	145	195	245	295	345	395	445	100
1,000	165	225	280	340	395	455	510	115
1,500	210	285	355	430	500	575	645	145
2,000	255	345	430	520	605	695	780	175
2,500	300	405	505	610	710	815	915	205
3,000	345	465	580	700	815	935	1,050	235
以上500km までを増す ごとに	45	60	75	90	105	120	135	30

運賃割引の場合における最低運賃は50円とする。

2 割増小荷物運賃の沿革

(1) 貴重品運賃の沿革

明治6・9鉄道貨物運送補則において、小荷物扱となる高価品は通常小荷物運賃の2倍とし、品柄・価格等の明告義務を規定するほか、価格の $\frac{5}{1,000}$ に相当する増賃金を支払わなければ、賠償責任を負わないこととしたのが貴重品運賃の始まりである。この増賃金制度はその後数次にわたって改正され、昭和5・3まで存続したが、ここでは貴重品運賃のみの変遷を記述するに止める。

明治23・1に貴重品運賃がつぎのように改正されたが、さらに明治31・1に至り、金銀貨または金銀を1口の重量50斤以上託送する場合にかぎり、25マイルまではその半額、26マイル以上はその $\frac{2}{3}$ に減減することに改められた。

マイル程	金銀貨、地金銀、寶石、金玉細工物 (最低運賃50銭)	紙幣、郵便切手、金銭にかかる証書類 (最低運賃1円)
25マイルまで	1斤につき 2銭	1斤につき 20銭
50 "	同 3	同 30
100 "	同 4	同 40
101マイル以上は50 マイルまでを増すご とに	同 1	同 10

明治34・4に貴重品を第1種(白銅貨、生糸、絹織物その他)、第2種(金銀貨、貴金属、宝玉石その他)、第3種(紙幣、郵便切手、有価証券その他)に分け、その運賃がつぎのように改正された。

- ア 第1種 手荷物運賃と同額
- イ 第2種 手荷物運賃の2倍
- ウ 第3種

25マイル未満	1斤につき	20銭
50 "	同	30
100 "	同	40
100マイル以上は50 マイルまでを増すご とに	同	10

大正10・1に至り貴重品を第1種(金銀貨、貴稀金属、宝玉石、生糸、絹織物その他)と第2種(兌換券、銀行券、有価証券、骨とう品その他)に分け、第1種は通常小荷物運賃の2倍、第2種は通常小荷物運賃の3倍に改正された。